

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

避難者原告団だより 第4号

発行日 2014.5.1
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市平字梅香町
1-1-4号室
TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

平成26(2014)年4月16日(水)、第4回目の口頭弁論が実施されました。

当日は晴天に恵まれ、福島地裁いわき支部に原告団と弁護団、そして支援者の方々総勢130名以上が集合。今までの参加人数の最多記録でした。そしてこの日は、同じく福島原発被害を訴えて、福島地裁本庁にて裁判係争中の『生業を返せ、地域を返せ！福島原発事故被害原告団』事務局長の服部浩幸さん、安達地方農民連事務局長の本多芳司さん、千葉県「なのはな生協」さんご一同、相双の会支援者として新潟県、山形県からのご一同、第2陣の山木屋原告団もマイクロバスを手配し総勢25名の参加。飯館村の原告団代表者岡本易さん、そして東京から駆け付けた弁護団も20名を超えての熱気あふれる一日となりました。

朝からは、地元いわき市民訴訟原告団役員の方々のご協力のもと、マイクや横断幕・のぼり旗・ゼッケンの準備も完璧でした。

12時30分、飯野八幡神社広場での決起集会に続き、各支援者の方々からのご挨拶をいただきました。その後、いつもの通り、広田次男弁護士のシュプレヒコールに続き、今回は特に「現地検証しろ～！」を強調したデモ行進を行い、【まずは裁判所が現場を見ること！】を、要望することをメインに、皆さんで声を上げました。

(八幡神社出発直前・早川篤雄団長の挨拶)

(参加者の方々)



裁判は、原告側の意見陳述から始まりました。まず南相馬市小高区から会津若松市に避難生活をされている管野美智子さんです。管野さんは、地元では駅通りの非常に便利な一角に自宅を構え、お母様やご主人と息子さん、近くに住む娘さん一家とお孫さんと、穏やかに暮らしていました。その生活はご夫婦が長年、日々子育てをしながら懸命に働き続け、息子さんや娘さんも立派に独立され、そして何よりも同居のお母様をはじめ、家族と周囲の人々の方々に支えられて手に入れることが出来た、本当にかげがえのない財産だったのです。しかし、原発事故により不自由な避難生活を余儀なくされ、現在の借り上げアパートは7か所目の移転だったそうです。原発事故は、大切なふるさとを奪いました。その辛く悲しい現実を、ぜひ裁判官の方々にはその眼で肌で鼻で感じてほしい、と切実に

訴えました。続いての陳述者は、浪江町で役場職員として長年従事し、その後は民生委員として15年間に渡り地域の人々に尽くしてきた豊口澄子さんでした。豊口さんご自身、避難後もその職務を遂行するべく奔走し、500件以上の浪江町民の避難先を、他の民生委員さん方々と連絡を取り合いながら安否確認をしたそうです。想像を超える行動力です。そしてその訪問先では、家の中で閉じこもり外出できない高齢者、転校先でいじめにあっている子供達、ひっそりと孤独死された方。一時帰宅先で、自らの命を絶った方。本当に悲惨な現実を目の当たりにされたそうです。また、ご主人の入院、息子さんの体調悪化、健康だったはずのご自分の体調不良、今も日々苦しい毎日が続いているそうです。どうか、ささやかだったけれど幸せだった普通の生活を何とか取り戻したい、と裁判官に訴えました。その後は、弁護団からの意見陳述があり、賠償金の請求方式、慰謝料についての要旨、過去の津波についての知見の蓄積と進展、現地検証の再度の申し入れについての弁論がありました。以上。

【 原告団事務局からの お知らせ と お願い Q&A 】

Q1、賠償金請求方法について、わからないことはありませんか？大丈夫ですか？

A1、昨年から、裁判と並行しながら、東電が支払いに応じる金額をご自分で直接請求する方針に一部変更しました。それは、今まで弁護団がいくら交渉しても、東電は中間指針の範囲内しか応じないの一点張りで、要求以上の交渉が進まない事例が多発したためです。そこで弁護団は、原告団の賠償金請求の支払いに応じながら同時に裁判で争う弁護団の方針を東電に約束させました。各自、まずはご自分の担当弁護士に、今後の請求方法についての確認と連絡を取り、今後の生活に支障の無いように、対応していきましょう。

Q2、裁判期日の意見陳述者って、何を発言したらいいのでしょうか？私でもできますか？

A2、意見陳述とは、私達避難者原告団が、原発事故によってふるさとを追われ、今もなお過酷で不自由な生活を送っているという事を、いかに裁判所の裁判官方々に理解させることができるか、原発事故が起こした悲惨な避難生活のすべてを、辛く苦しい日々を、そして何よりもふるさとを喪失させられた怒りを、直接、述べることです。裁判官方々にはぜひ、原告団の訴えに共感していただき、公正で納得できる判決を求めましょう。

(裁判と同時進行して開催される、説明会)



裁判を傍聴するための座席数は限られています。しかし、参加された原告団の方々には、弁護団が適宜対応いたします。法廷の抽選に外れても、説明会に参加して下さい。

今後の期日予定 6/18
8/27、10/22、12/17
全て水曜日です。
※期日前には、参加有無往復ハガキを郵送します。

「原告団・弁護団・支援者、一致団結して頑張りましょう！」